

## 食品安全委員会（第875回会合）議事概要

日 時:令和4年10月11日(火) 14:00~14:28

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

動画配信:一般2名

### (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・動物用医薬品 1品目  
マルボフロキサシンを有効成分とする牛の注射剤（フォーシル）  
→農林水産省から説明  
本件について、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。  
また、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおいても審議することとなった。

### (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「フルミオキサジン」に係る食品健康影響評価について  
→事務局から説明  
本件について、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、  
「フルミオキサジンの許容一日摂取量(ADI)を0.018 mg/kg体重/日、  
妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)  
を0.03 mg/kg体重と設定し、一般の集団に対する急性参照用量(ARfD)  
は設定する必要がないと判断した」  
との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。
- ・農薬「アミスルブロム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メタアルデヒド」に係る食品健康影響評価について  
→事務局から説明  
本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬「アミスルブロム」及び「メタアルデヒド」については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、  
「アミスルブロムの許容一日摂取量(ADI)を0.1 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した」  
「メタアルデヒドの許容一日摂取量(ADI)を0.022 mg/kg体重/日、  
急性参照用量(ARfD)を0.3 mg/kg体重と設定する」  
との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

・農薬「シメコナゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬「シメコナゾール」については、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、

「シメコナゾールの許容一日摂取量(ADI)を0.0085 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量(ARfD)を0.2 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)を0.09 mg/kg体重と設定する」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

(3) その他<旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについて>

→事務局から説明

本件について、農薬「フェナミホス」については農薬第一専門調査会において審議することとなった。